

## 第 1 回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	平成30年4月4日(水)午後3時50分			
開催場所	湯梨浜町役場 第3会議室			
出席委員(11名)	1番 中村 博 委員	2番 清水 武敏 委員	3番 長谷川誠一 委員	4番 土井 繁美 委員
	5番 横川 力 委員	6番 蔵本 孝広 委員	7番 山下 昇 委員	8番 山上 真治 委員
		10番 土海 政信 委員	11番 山下 和子 委員	12番 谷岡 貞幸 委員
欠席委員(1名)	9番 山本 壽孝 委員			
推進委員(7名)	徳岡 正裕 推進委員	河井 勝重 推進委員	尾川 寛信 推進委員	
	山本 正義 推進委員	北野 文夫 推進委員	山本美代子 推進委員	倉本 哲男 推進委員
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 谷岡 弘栄			
提案議案	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第3号議案 非農地の現況証明について 第4号議案 農用地利用集積計画の決定について 第5号議案 農用地利用配分計画の策定について			
報告事項	第1号 賃貸借の解約等の通知について 第2号 時効取得による所有権移転登記の通知について 第3号 公共事業の施行に伴う農地転用報告について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1 開会	事務局	<p>ただ今より、平成 30 年度 第 1 回農業委員会の定例総会を開催します。農業委員の現員数 12 名に対して、ただ今の出席委員は、11 名であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告致します。開催にあたりまして長谷川会長からあいさつを頂きます。</p>
2 議事録署名委員の指名	議長	<p>長谷川会長あいさつ（中略）</p> <p>日程に従いまして進めさせていただきますが、議事録署名委員の指名でございます。こちらの方で指名させていただきますよろしゅうございますか？お諮り致します。</p>
3 議事 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	委員 議長	<p>《全委員 異議なし》</p> <p>それではご了解頂きましたので、11 番 山下和子委員、12 番 谷岡貞幸委員兩名の方、議事録署名委員として、お願いを致します。</p>
	事務局	<p>3 番議事に入ります。まず議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を審議致します。それでは説明をお願い致します。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>番号 1 譲受人は 園●●、譲渡人は 園●●、土地の所在 大字 園——、地目は台帳・現況とも 田、利用状況 田、面積 906 ㎡、売買による所有権移転で、権利取得後の経営面積は 55 アールです。</p> <p>番号 2 譲受人は野花●●、譲渡人は 野花●●、土地の所在 大字 野花——、地目は台帳・現況とも畑、利用状況 樹園地であります。面積 192 ㎡、贈与による所有権移転で、権利取得後の経営面積は 103 アールです。</p> <p>以上、申請につきましては、農地法の下限面積を満たすものであり、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。以上であります。</p> <p>はい、ご苦労様です。それでは説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか？質疑のある方は挙手をお願い致します。</p>
	議長	

<p>議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p>	<p>事務局</p>	<p>質疑はございませんか？無い様でございますので、それでは採決を行います。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について採決を行います。申請どおり認めることに賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>それでは全員の方でございますので、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」につきましては、これを申請どおり認めることと致します。</p> <p>続きまして議案第 2 号、「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を審議を致します。それでは説明をお願い致します。</p> <p>議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は 3-1 頁と別添資料 1 の 1 頁から 8 頁)</p> <p>番号 1 土地の所在 はわい長瀬——、現況地目 畑、転用面積は 323 m<sup>2</sup>、転用計画の用途は住宅用地、施設概要は、一般個人住宅及び倉庫、建築面積は 119.03 m<sup>2</sup>です。</p> <p>借人 大字 橋津●●、貸人 大字 橋津●●、使用貸借による権利設定です。立地基準の判定に係る農地区分は第 1 種農地、区分決定根拠は 集団農地 です。許可根拠規定は 集落接続、都市計画区分は 非線引きの都市計画区域内で、公共投資 あり です。事業内容は、一般個人住宅 1 棟で、建築面積が 66.86 m<sup>2</sup>。それから倉庫 1 棟、建築面積 52.17 m<sup>2</sup>であります。農業振興地域整備計画において、農振農用地除外済みであり、土地改良区の意見書並びに隣接耕作者の同意書が添付してございます。</p> <p>頁をめくっていただきまして、3-1 が航空写真による位置図です。それから別添資料 1 の 1 頁目が現地写真です。頁をめくっていただき、2 頁目が公図、3 頁目が土地利用計画図です。ちっちゃくて、ちょっと見難いんですけども、左右に斜線の引いてある所が建物で、右側が住宅、左側が倉庫であります。4 頁目が住宅と倉庫の建物平面図、5 頁目が住宅部分の立面図、6 頁目が倉庫立面図、続いて 7 頁目が下水排水計画図です。この接しておる道路に上水道下水道が入っておりますので、下水道をそちらに接続すると云う事になります。8 頁目が雨水排水の計画図で、青線で囲っていますパイプを通して、図面の左下になりますが雨水浸透枡。枡で水を集めて地下</p>
---	------------	--

		<p>浸透させると云う計画でございます。</p> <p>まず、申請者はですね、土地所有者の配偶者、妻であります。で、申請者はUターンする子供のため、現在の申請者の居宅では老朽化も進み手狭なことから、夫名義の土地に住宅の建設を計画したものです。用地選定にあたり、Uターン後に予定しているワイン用のブドウ栽培をする農地と同一の場所であって、その他の所有農地との距離も近いことから申請地を選定したものであり、住宅と併せて農作業用の倉庫も建設するものであります。なお、申請者の世帯は所有農地の無い非農家でしたが、先ごろ農地を相続したものであるため、申請にあたり農家住宅の建設ではなく、一般個人住宅の申請となっております。</p> <p>申請地は砂丘地であり、近隣に農業用水路はありません。雨水排水は地下浸透で処理するため土砂流出の恐れは無く、通風や日照に与える影響も無いため、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上であります。</p> <p>はい、説明が終わりましたので、それでは本件につきましてはですね、現地の方へ出向いて確認を行っております。確認委員を代表致しまして、土海政信委員に報告をお願い致します。</p> <p>はい。そうしますと、説明させていただきます。本日1時30分に集まりまして、会長以下7名で現地確認をして参りました。現地の状況につきましては住宅地に隣接しております。それで申請地については畑地で、周りの農地への支障も無い様でしたので、転用を認めることについて問題ないと考えられます。それにつきまして、上下水道、排水についても、認めることになっても良いのではないかと考えております。以上です。</p> <p>はい、ご苦労様でした。それでは説明並びに現地の報告が終わりましたので、ただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか？</p> <p>はい。</p> <p>はいどうぞ、中村委員どうぞ。</p> <p>すみません。良く分かっていないので、お尋ねしたいんですが。雨水の浸透柵と云うのは、これ、近所にも沢山住宅があるんですけど、この近くと云うのは全部これなんですか？</p> <p>はい、それでは浸透柵について。</p> <p>浸透柵は、単純にあの、底は何にもせずにそのまま。普通だったら柵って云うのはコンクリー</p>
	議長	
	土海委員	
	議長	
	中村委員	
	議長	
	中村委員	
	議長	
	事務局	

	<p>中村委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>議長 事務局 尾川推進委員 議長 尾川推進委員 事務局 尾川推進委員</p> <p>事務局 議長</p>	<p>トで全体がこしらえてあり、次の水路に水を送るために溜めておく。そう言う構造なんですけども、土の上にそのまま嵌めて、そこへ水が流れ込んで自然と地面へ行っちゃうと云うのが浸透枿です。浸透枿についてはそれで。要するに道の向こう側の住宅街はどうかと云いますと。こちらの方は、水路とかが。宅地造成がなされて住宅が建っておりますので、当然そう云った雨水排水の側溝は、道路側溝なりが設けてありますので、道路側溝で水がずーっと流れて、最終的には橋津川なりに落ち込むと云う様な事で、住宅街は成っていますけれども、道を挟んだ反対側ですので、水路等は元々農地ですのでありませんので、地下浸透と云うのが一番現実的だろうと云うのは、自分なりの感想でありますけれども、敢えて水路を設ける事までは必要なだろうと云うのが、申請の方で出て来ておまして、その判断で浸透枿となっております。</p> <p>これ、大雨なんかあった時には、溢れると云う事は無いんですか？ちょっと良く分かってないんでね。お尋ねしたいんですけどもね。</p> <p>はい、それでは説明を。</p> <p>恐らく溢れる事は無いと思いますし、周りも同じ様に砂丘畑なものですから、水が浮いて来る様な状態と云うのは、そこについては無いであろうと。砂取りをした後の場所と云うのは、大雨降った時に砂地でも水が溜まっている。水が浮いている様な場所はあるんですけども、この度の申請地は砂取りをやってない場所と云う事になりますので、大雨による水が溢れると云う様な事は、以前から無い様に見ておりますので、心配は要らないと思います。</p> <p>その事については、技術者の説明は？</p> <p>そこまでは取っておりません。技術者の確認はしておりませんので、確認しておきます。</p> <p>はい。</p> <p>はいどうぞ。</p> <p>浸透枿の、この枿の深さ。これは測っておいて、聞いておいて貰わないと。</p> <p>深さ？</p> <p>はい。一段二段じゃあ恐らく浸透し切れないと思います。大雨が来た時に。設備の方で知りますので。</p> <p>なるほど。</p> <p>浸透枿と云うのは、私も色々事例を今まで18年か19年間、初めて。浸透枿と云うのは。だか</p>
--	---	--

	<p>尾川推進委員</p> <p>事務局</p> <p>尾川推進委員</p> <p>清水委員</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>清水委員</p> <p>事務局</p> <p>尾川推進委員</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>らちょっと不安な面があります。技術者の方と練り込んでおいてください。</p> <p>出来れば、浸透枮から、今度パイプを通して自分ちの敷地内の方に穴の開いたパイプを通して、溢れ無い様にそっちの方に流し込んで、そこから浸透させると言う格好をしておいて貰わんと、恐らく溢れ出すと思います。</p> <p>要するに、盲暗渠を這わせておくと言う事ですね。</p> <p>普通浸透枮と云うのは、浄化槽等で流す所が無い時に使われるもので、雨水排水等ではあまり事例が無いと思います。</p> <p>凶面を見たら雨水枮と云うのが何カ所かあります。6か所くらい。そこに流し込むではないかな？</p> <p>よろしいですか？</p> <p>はいどうぞ。</p> <p>ポイントポイントで丸してありますのは、雨水枮、小っちゃい枮みたいなのをして、要はそこを經由して。ただのパイプですとエルボみたいなやつで繋げちゃうことになるんですけども。そうじゃなくて、恐らく掃除とかがし易い様に枮の形で据えてるんだと思うんですよ。</p> <p>そこには浸透しない？</p> <p>そうです。単にエルボじゃなくて、掃除がし易い様に枮の形態で折れ点を設けていると。</p> <p>この中間枮も浸透させる機能を持った物もあります。</p> <p>そうですね。</p> <p>えっと、これは●●設備か。そこのところちょっと確認を。</p> <p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>その他ございますか？じゃあ、この浸透枮の件については業者の方へ確認を取ると言う事の宿題としておきましょう。しかるべき対策を取ってもらうと。</p> <p>はい、他に質疑はございますか？ございませんか？はい、それでは採決を行います。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」について、採決を行います。申請どおり認めることに賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>それでは全員の方が賛成でございますので、条件を付けて賛成と云う事で、本案件は認めるこ</p>
--	---	--

議案第 3 号  
非農地の現況証明について

事務局

とと致します。鳥取県の方へ進達を致します。

それでは続きまして、議案第 3 号へと参ります。議案第 3 号「非農地の現況証明について」を審議いたします。それでは説明をお願い致します。

議案第 3 号「非農地の現況証明について」説明します。次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願いの提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。

(資料は 4-1 頁と別添資料 1 の 9 頁)

番号 1 申請人 園●●、土地の所在 大字 園——、地目 台帳 畑、現況 山林、面積 3,825 m<sup>2</sup>、20 年以上前に耕作をやめ、ヒノキを植林し現在に至るものです。事務局で調査しましたところ、平成 6 年 4 月 28 日付で、農地法 4 条の植林転用が許可されていますけれども、申請者による地目変更手続きがなされないまま現在に至ったものであります。

頁をめくっていただき、4-1 が航空写真による位置図です。現地の写真はお手元に配布してあります別添の資料 1、後ろから 3 枚目の 9 頁であります。

(資料は 4-2 頁と別添資料 1 の 10 頁)

番号 2 申請人 鳥取市立川町●●、土地の所在 大字 橋津——、地目 台帳 畑、現況 原野、面積 420 m<sup>2</sup>、平成元年頃から耕作しておらず、雑木等が茂り現在に至るものです。

頁をめくっていただき、4-2 が航空写真による位置図です。現地写真は別添資料 1 の後ろから 2 枚目 10 頁目の左側、上下の写真です。

(資料は 4-3 頁と別添資料 1 の 10 頁)

続いて番号 3 申請人 鳥取市立川町●●、土地の所在 大字 橋津——、地目 台帳 畑、現況 雑種地、面積 259 m<sup>2</sup>、昭和 43 年頃より、住宅敷地として一体利用し、現在に至るものです。

頁をめくっていただき、4-3 が航空写真による位置図ですが、川べり、赤く印を付けております所が申請地ですね。で、その右隣りに広い敷地が見えますが、これが元々の申請者の住宅が建っていた宅地なんですけれども、それが随分前に取り壊されて更地になっている状況であります。で、現地写真は別添資料 1 の後ろから 2 枚目 10 頁の右側です。

(資料は 4-4 頁、4-5 頁、別添資料 1 の 11 頁)

番号 3 申請人 田後●●、土地の所在 はわい長瀬——、地目 台帳 畑、現況 宅地、面積 6.17

	<p>議長</p> <p>土海委員</p>	<p>m<sup>2</sup>、国道用地買収直後の昭和 58 年頃から、隣接宅地と一体利用し、現在に至るものです。</p> <p>頁をめくっていただき、4-4 が航空写真による位置図で、4-5 が詳細位置図です。現地の写真は別添資料 1 の最後の頁 11 頁です。以上であります。</p> <p>はい、ご苦労様でした。それではこの案件につきましても、現地に出向いて確認を行っております。確認委員を代表致しまして、土海委員に報告して頂きますが、誰が見に行ったかと云う事を、誰と誰が見に行ったかと云う事を、報告を。それではお願いします。</p> <p>そうしますと、説明させていただきます。先ほど言いましたけども、本日の 1 時 30 分に、自分と山下和子委員、それから徳岡推進委員さんと、それから会長と蔵本職務代理、それから職員の方 2 名、以上で現地確認を致しました。</p> <p>その結果、資料の方にも書いてあるとおりでございますが、1 番につきましては、転用許可を得ておられて、その後地目変更をされてなかったと云う事で、非農地として認めることには問題ないと考えられます。</p> <p>続きまして 2 番ですけれども、平成元年から耕作しておられず、雑木、先ほどもありました様に、雑木が沢山生えておりました。</p> <p>それから 3 番につきましては、昭和 43 年頃より住宅宅地として利用、一体利用しておられましたが、現在に至っておると云う事です。</p> <p>それから 4 番につきましては、写真の様に、国道用地買収直後の昭和 58 年頃から隣接宅地と一体利用し、現在に至っていると云う状況でした。以上です。</p> <p>はい、ご苦労様でした。それでは事務局の説明、そして現地確認の報告が終わりましたので、ただ今より皆さんと質疑を行います。質疑はございますか？どうぞ、1 番から 4 番まで一括して質疑を行います。</p> <p>先ほどですね、山林の 1 番ですけども。山林、転用申請をしておられて、そして地目変更しておられないと云う風な事例がございました。こう云った事例がままありますので、事務局の方から補足説明をしてください。お願いします。</p> <p>補足の説明をさせていただきます。農地転用の許可を得た後の地目変更が、どう云ったタイミングでなされるかと云う事。一番簡単な例で行きますと、住宅建設の場合はですね、転用許可を得て工事に掛かりました。で、造成をして基礎。コンクリートで基礎を作るものですから、大概は。</p>
	<p>議長</p> <p>事務局</p>	

	<p>河井推進委員 議長 河井推進委員 事務局 議長</p>	<p>コンクリートの基礎が出来た段階で、地目の変更が可能になります。申請者の方から現況確認願いと云うものを出してもらえば、事務局の方で現地写真なりを撮って、現況確認書と云うものを出しますので、永久構造物が出来てますと。それをもって法務局の方が、地目変更を。地目変更の登記申請を出せば、法務局が認めてくれると。永久構造物が出来れば、地目を変更しても大丈夫と云う事で、登記を認めてくれますけれども。ただ、如何せん、植林につきましては、許可を得て植林をしても、未だ苗木ですから、まだまだ小っちゃいので。言ってみれば、悪意を持って植えた苗木を取って別のものにしてしまう事も可能なんですよね。悪意のある人からすると、で、そう云う事も含めまして、植林直後ですと法務局は山林への地目変更は認めません。ある程度、6,7年程度経過をして、苗木がそこそこの大きさになって初めて法務局は地目変更登記を認めてくれると云う事になっておりますので、農業委員会の事務局と致しましても、植林転用の場合は6,7年たって苗が大きくなって、木が大きくなってから現況確認願いを出示してくださいと云う指導をしておるんですけれども。そうは言っても許可をもらって植えちゃったら、6,7年経つと、割と人と云うのは忘れるもので、そのまんまと云う方がおおございまして、まあこう云う経過になっていると云う事でございます。植林の場合は木が大きくなると地目変更登記自体が出来ないと云う、法務局の指導もありますし、当然誰が考えてみても、そうだろうなと云う事はご理解頂けると思います。そう云う経過があると云う事で、ご承知を頂きたいと思います。以上であります。</p> <p>今のすけどね。 はいどうぞ。</p> <p>20年以上前から耕作を止め。写真を見ればでっかい木だわな。これは以前は何をしておられたかな？畑と書いてあるけど。</p> <p>回答させていただきます。以前は果樹園でしたけれども、高齢にもなり病気にもなりと云う、耕作しておられた方がですね、もう継続が困難と云う事で廃園されて、県の許可を得てヒノキを植えられたと云うところが過去にございました。</p> <p>はい、良いですか？はい。その他にございますか？ございませんか？無い様でございますので、それでは採決を行います。議案第3号「非農地の現況証明」について、申請どおり認めることにご異議の無いは、賛成と云う方は挙手をお願い致します。</p>
--	--	---

<p>議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について</p>	<p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>《全員賛成》</p> <p>はい、全員の方が賛成でございますので、議案第 3 号「非農地の現況証明」につきましては、原案どおり、申請どおり認めることと致します。</p> <p>続きまして議案第 4 号、「農用地利用集積計画の決定について」を審議致します。説明をお願いします。</p> <p>議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」説明します。次のとおり、農用地利用集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。公告予定日は平成 30 年 4 月 13 日です。</p> <p>(資料は 5-1 頁、5-2 頁、5-3 頁)</p> <p>頁をめくって頂き、利用集積計画総括表をご覧ください。関係戸数は 借り人 9、貸し人 18 です。利用権の設定期間は田畑の合計で、3 年未満が 4 件で 10,392 m<sup>2</sup>、3 年以上 6 年未満が 12 件で 14,588 m<sup>2</sup>、6 年以上 10 年未満が 4 件で 7,553 m<sup>2</sup>です。</p> <p>設定作物等面積は、水田として利用が 28,822 m<sup>2</sup>、樹園地として利用が 3,373 m<sup>2</sup>でございますので、利用権設定面積率は 0.248%であります。詳細については次の頁 5-2 と 5-3 の各筆明細一覧をご覧ください。なお、各筆明細の整理番号 16 から 19 までが中間管理事業分です。</p> <p>「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。以上であります。</p> <p>はい、説明が終わりました。これから皆さんと審議をする訳でございますが、それでは各筆明細をご覧くださいまして、皆さんの方からお尋ねがございましたら、挙手の上ご発言をお願い致します。それではしばらく時間を頂きます。</p> <p>はい、お尋ねがございましたらどうぞ、順次発言をお願いします。</p> <p>はい、それでは時間も経過した様でございますので、採決を行いたいと思いますが、よろしいかな？</p> <p>それでは採決を行います。議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」をお諮りいたします。申請どおり認めることにご異議の無い方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>全員の方が賛成でございますので、それでは議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定」につき</p>
-------------------------------------	----------------------	---

<p>議案第 5 号 農用地利用配分計画の策定について</p>	<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>清水委員 議長 清水委員</p> <p>事務局</p>	<p>ましては、申請どおりこれを認めることと致します。</p> <p>続きまして議案第 5 号に入る訳でございます。「農用地利用配分計画の策定について」をお諮り致しますが、その前に農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定によりまして、蔵本孝広委員は退席をお願い致します。</p> <p>《蔵本孝広職務代理退席》</p> <p>それでは議事を続行致します。議案第 5 号「農用地利用配分計画の策定」につきまして、これを審議致します。説明をお願い致します。</p> <p>議案第 5 号「農用地利用配分計画の策定について」説明します。次のとおり、農用地利用配分計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は別添資料 2)</p> <p>農用地利用配分計画書の案は、お手元の「資料 2」の 2 頁目をご覧ください。</p> <p>番号 1 権利の設定を受けるものは、藤津、合同会社●●、権利を設定する農地は一覧表に記載の 9 筆で、合計面積は 13,478 m<sup>2</sup>、大字水下——は契約期間が 4 年 8 か月、その他の 8 筆は契約期間が 2 年 8 か月です。</p> <p>番号 2 権利の設定を受けるものは、宇野●●、権利を設定する農地は一覧表に記載の 3 筆で、合計面積は 3,503 m<sup>2</sup>、契約期間は 4 年 8 か月です。以上であります。</p> <p>はい。説明が終わりましたので、それでは皆さんお尋ねがございましたら、どうぞ手を挙げて発言してください。ございませんか？</p> <p>良いでしょうか？</p> <p>どうぞ、清水委員。</p> <p>ちょっと良く分からないんですけど、合同会社●●の大字水下——とありますね、一番最初に、1,270 m<sup>2</sup>の。その、合同会社●●とですね、戻りますが農用地利用集積計画の 17 番目に●●さんの土地で、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構とあって、それが同じ番地なんですけれども。関係がどうなのかなと思って。</p> <p>関係？はい。それでは説明を。</p> <p>清水委員からありました、まず今の議案の番号 1 の大字水下——。この土地が、先ほど審議</p>
-------------------------------------	---	---

	<p>清水委員 事務局</p>	<p>致しました利用集積計画の整理番号 17。この筆がまさしく配分される土地と云う事で、一緒の土地です。</p> <p>関係がね、どうかなと思って。合同会社●●との。</p> <p>関係はね、中間管理事業なので、集積計画は、公益社団法人鳥取県農業農村担い手育成機構と地主さんとの契約の方が利用集積計画になりまして、担い手育成機構が耕作者に配分をする時には配分計画と云う、別の法律になるんで、それぞれ二つをやらにゃいけないんですよね。相対でしたら利用集積計画の方で一発で出来るんですけども、1回預けたところから、中間管理事業として預けたうえで配分する時にはこうやって、配分計画と云うもので改めて計画を策定しなくちゃならないと云う事になりますので。例えば、補足して説明させていただきますと、大字水下——のその下、期間が2年8か月の水下、古水下からずっと三ノ坪となっているのが、今回利用集積計画に出てるもの出てないものが有るんですけども。集積計画の整理番号16のものが、水下、古水下、常田の所と云うところになります。それから水下三ノ坪って云いますのにつきましては、地主さんから機構へ、担い手育成機構で預かった状態なんですけれども、配分の期間が1回終りまして、改めて配分をし直すと云う事で出て来ているもの、と云う事でご理解を頂けますでしょうか？</p>
	<p>清水委員 事務局</p>	<p>と云う事は、公益社団法人から振り分けられると云う感じなんですね？</p>
	<p>清水委員 議長</p>	<p>そうですね。</p> <p>はい、良く分かりました。</p> <p>分かりました？</p>
	<p>山本正義推進委員 議長</p>	<p>ちょっと。</p> <p>はいどうぞ。</p>
	<p>山本正義推進委員</p>	<p>えっと、今の清水委員の関連だけど、これ、聞いてみれば中間管理の下請けみたいなもんですね、合同会社●●は。違うか？ずっとしてあるんだけど、畔草刈ったりなんか隣に影響が何かありませんかな？と思って。</p>
	<p>事務局</p>	<p>はい。まずですね、下請けでないか？と云う話になりますと、下請けと云うのは、元請けが本来するのが、本来するんだけど、それを自分がせずにその業務を他の次の人に頼むと云うのが下請けなので、担い手育成機構は農業をやっている訳でなないですから。あくまで中間保有、言っ</p>

	<p>山本正義推進委員 事務局</p> <p>山本正義推進委員 事務局</p> <p>議長</p> <p>山本正義推進委員 議長</p> <p>河井推進委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>河井推進委員</p>	<p>てみれば不動産屋さんみたいな立場です。ですので、下請けではないと云う事をまずご理解を下さい。そうではなくて、貸したいと云う人と借りたいと云う人の間を取り持っているのが中間管理機構なんですよ。</p> <p>それは解るんだけど。</p> <p>まずそれを解ってもらいたいと云う事がございます。</p> <p>それは解ったよ。</p> <p>まずそのことがあります。で、次の話なんですけども。畔草、田んぼの管理がどうかと云う事につきましては、そこまではこの審議の中では出て参りませんが、もちろん農業委員会としましては適正な耕作と云う意味で。その辺は声を掛けて。時期できちんきちんと草刈りをしてください。周りから声があるんで、お願いしますね。と云う風な指導はさせて頂いています。これまでもそうですし、それはこれからもさせて頂きます。ただ、この審議にあたってはそう云った部分は、ひとまず置いておいて頂いてと云う事でお願いします。</p> <p>えっと。今のやり取り、お解かりになりました？新しい方もおられると思いますけれども。いわゆる農地の出し手が、中間管理機構の方へ預ける。中間管理機構が今度は、管理して頂く方に配分すると。ま、こう云った流れですので。本来よくよくひと月遅れの申請が多いんですけれども、この度はこうやってポンポン並んだもんだから面食らった面があるかと思えます。お解かりになりましたかね？</p> <p>はい。</p> <p>良いですか？その他にございますか？</p> <p>解かりました。今のところはね。それよりもね、利用権設定の場合は良いんだけど、この中間管理機構を通った場合は、貸人、借手、行政から補助金が幾らか出ましたかね？</p> <p>説明を。</p> <p>助成が出るケースもある、と云う言い方をさせてください。詳しくは産業振興課の方じゃないとはっきり言えないんですけれども。耕作者の方が、連担している農地を集積して行く事についての報償金的な、そう云ったものがございました。で、そう云った所にあたれば、地主さんの方もメリットありますし、確かそうだったと思えます。ごめんなさいちょっと。</p> <p>いや。以前。前にね、中間管理機構を通れば、その、貸し出す方、地主さん。10年とか5年</p>
--	--	--

	<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>河井推進委員</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>とかあったんだけど、1 反当り 10 万か 20 万位物凄い金が出ると云う様な噂が流れたもんだけど。最近は無くなったと聞くし、その辺があやふやになってるんでちょっと聞いてみようかなと思って聞いたんだけど。まあ、判らなかつたら良いです。</p> <p>ただ先ほど回答させて頂きましたけれども、やはりちょっと詳しい所は情報を得ていない部分がありますのでね。その辺は改めて産業振興課の方に聞いた方が良いとは思いますが。</p> <p>今の河井推進委員の質問は、出し手の方にも補助があったと云うお話だ。今どうなっているかと。確認の意味合いで。これちょっと、確認を取っておいてくださいね。</p> <p>結局ね、自分らの方も利用権設定をしよる訳ですわな。そうすると、それが判れば、貸人の方が出ればね、そういう事をせずに中間管理機構に出した方が良くと云う風に頭に、皆の人が入りますからね。そうすると中間管理機構も困るし、どこから金が出てくるものか。また逆に言えば個人で利用権設定される場合、その方もちょっと困る様になるからね。ある程度はつきりしておいた方が。</p> <p>大体ね、作り手の方に支援をするのが本来であって、それに何で支援せねばならんのだと云うのが、頭からあったからねえ。はい、じゃあこのことについては確認を取って、また、来月の総会で皆さま方にお知らせをします。その他にご質問はございますか？無いですか？それでは採決を行います。あっ、それからもう一つ。中間管理機構が入ったら認定農業者の人に対しての、例の利用権設定に云うその絡みの、それはどうなってる？</p> <p>町長の建議の回答にもありました様に、担い手への集積と云うのが 3 年以上の場合には、年額反当 2,000 円。</p> <p>中間管理機構を通っても？このシステムを通っても？</p> <p>すみません、そこまでは。</p> <p>そこを確認しておいて。その他ございますか？はい。無い様でございますので、それでは採決を取らせて頂きますが、議案第 5 号「農用地利用配分計画の策定」について、原案どおり認めることに賛成の方、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>全員の方でございますので、議案第 5 号「農用地利用配分計画の策定」につきましては、原案どおり認めることと致します。</p>
--	--	---

<p>4 報告事項 報告事項 第1号 賃貸借の解約等の通知について</p>	<p>事務局</p>	<p>続きまして報告事項に入ります。 《蔵本孝広職務代理着席》 報告事項は1号「賃貸借の解約等の通知について」を上程致します。それでは説明をお願い致します。 報告事項第1号「賃貸借の解約等の通知について」説明します。次のとおり、農地法第18条第6項及び同法施行規則第14条の3の規定により、賃貸借の解約等の通知があったので、その状況を報告するものです。 番号1 貸人 田畑●●、借人 久見●●、土地の所在 大字 久見——、地目は田、面積 1,088 m<sup>2</sup>、合意の成立日と土地の引き渡し日はご覧のとおりです。 番号2 貸人 小鹿谷●●、借人 長和田●●、土地の所在 大字 小鹿谷——、地目は田、面積 1,110 m<sup>2</sup>、合意の成立日と土地の引き渡し日はご覧のとおりです。 番号3 貸人 別所●●、借人 別所●●、土地の所在 大字 別所——、地目は田、面積 1,409 m<sup>2</sup>、合意の成立日と土地の引き渡し日はご覧のとおりです。 番号4 貸人 松崎●●、借人 田畑●●、土地の所在 大字 久見——、地目は田、面積 874 m<sup>2</sup>、合意の成立日と土地の引き渡し日はご覧のとおりです。 番号5 貸人 大阪府守口市●●、借人 北福●●、土地の所在 大字 方地——、地目は田、面積 100 m<sup>2</sup>、それから 大字 漆原——、地目は田、面積 897 m<sup>2</sup>、ここまでが農地法3条賃貸借です。同じく大字 漆原——、地目は田、面積 836 m<sup>2</sup>、こちらは利用権賃貸借です。合意の成立日と土地の引き渡し日はご覧のとおりです。 補足説明をさせていただきますと、番号1とそれから番号4につきましては、松崎駅南側の樹園地の、梨団地造成の場所と云う事でございますし、番号2につきましては、先月ちょっと報告をさせていただきますました案件の分になります。以上であります。 はい。いずれももとより報告事項でありますので、皆さんにはお認めをしていただく訳でございますが、お尋ねがございましたらどうぞ。はい。ございませんね。それでは報告事項第1号、これをもって終わります。</p>
<p>報告事項 第2号 時効取得による所有権移転登</p>	<p>事務局</p>	<p>続きまして報告事項第2号、お願いします。 報告事項第2号「時効取得による所有権移転登記の通知について」説明します。次のとおり、</p>

<p>記の通知について</p> <p>報告事項 第3号 公共事業の施行に伴う農地転用報告について</p>	<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>時効取得による所有権移転登記がなされた旨の通知があったので、その状況を報告するものです。これは、平成29年度受付分を一括して報告させていただきますけれども。</p> <p>番号1 登記権利者 鳥取市●●株式会社、登記義務者 大阪市東成区●●、土地の表示 大字 門田——から 大字 門田—— までの一覧表記載の7筆 2,152 m<sup>2</sup>、登記受付年月日は、平成29年10月17日、登記原因及びその日付は 平成4年9月9日 時効取得です。</p> <p>番号2 登記権利者 泊●●、登記義務者 石脇●●、土地の表示 大字 石脇——、地目は畑、面積 145 m<sup>2</sup>、登記受付年月日は、平成29年12月6日、登記原因及びその日付は 平成8年月日不詳 時効取得です。</p> <p>番号3 登記権利者 川上●●、登記義務者 川上●●、土地の表示 大字 川上——、地目は畑、面積 169 m<sup>2</sup>、登記受付年月日は、平成30年3月9日、登記原因及びその日付は 昭和50年4月日不詳 時効取得です。以上であります。</p> <p>時効取得と云うのが民法に記載されていますけれども、基本20年以上経過したことを時効と致しまして、それまで、登記権利者が20年以上前から、そこは自分の土地であるものとしてずっと経過して行ったと云う事実をもって、所有権の移転登記がされるのが時効取得と云うものになります。以上であります。</p> <p>はい。いずれも時効取得に係る報告でございます。これもお認めを頂く訳でございますが、お尋ねがございましたらどうぞ。よろしいですか？それでは報告事項2号は、これで終わります。</p> <p>続きまして、報告事項第3号をお願いします。</p> <p>報告事項第3号「公共事業の施行に伴う農地転用報告について」説明します。次のとおり、公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用の報告書が提出されたので、その状況を報告するものです。</p> <p>番号1 届出人 東伯郡琴浦町 株式会社●●、土地の所在 はわい長瀬—— 地目は畑、面積 1,316 m<sup>2</sup>、事業概要等は附記のとおりで、事業並びに農地の復元が完了し届出がなされたものでございます。以上であります。</p> <p>はい。第3号につきまして、皆さまの方からお尋ねはありますか？これはちょっと簡単な地図で良いから付けておいてやれば。見てもさっぱり解からん。</p> <p>すみません。ちょっと補足説明をさせていただきます。</p>
--	---	---

5 その他	<p>議長 事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>はい、お願いします。</p> <p>ごめんなさい。位置図等を付けておりませんが、役場の隣の高規格道路の方まで抜ける道を通り過ぎて、新川まで行く道すがらに、砂丘地の方に改良区でスプリンクラーを設置しておられますけれども、スプリンクラーの管路の改修工事。それに伴って、今お話ししました道の沿道にですね、土地を借りて現場小屋、それから資材置場として利用をしておられましたけども、工事が済んで、きれいに農地に復元しましたよと云う事で完了報告がございましたものであります。</p> <p>長瀬はちょっと範囲が広いのでねえ。どんな地図でも添付してあげれば。それでは第3号の報告は以上で終わります。これも皆さんにはお認めをして頂きます。ただ、お尋ねがございましたらどうぞ。良いですか？はい。それでは以上をもちまして、報告事項を終結致します。</p> <p>その他でございますが、定例総会についてお諮りを致します。それではお願いします。</p> <p>○5月定例総会 5月10日（木）午後3時00分より</p> <p>○山下和子委員の東京出張報告 女性の農業委員会活動推進シンポジウム等（3月8日～9日）</p>
6 閉会	議長	<p>以上をもちまして、総会を終了します。</p> <p>（閉会 午後5時16分）</p>